

公益社団法人 日本コンクリート工学会
国際会議実行委員会規程

令和元年5月22日 制定

令和元年8月28日 改正

(目的)

第1条 この規程は、国際会議実行委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(名称)

第2条 委員会の名称は、所管する国際会議の名称或いは略称を冒頭に配したものとする。

(組織)

第3条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第4条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長、幹事)

第4条 委員会に、委員長1名を置く。また、必要に応じて副委員長及び幹事各若干名を置くことができる。なお、幹事のうち1名を幹事長とすることができる。

2. 委員長は、国際委員会委員長が指名する。

3. 副委員長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。また、幹事長は、幹事のうちから委員長が指名する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長、幹事、及び委員の任期は、所管する国際会議に関する業務が終了するまでとする。

2. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第6条 委員会は、所管する国際会議の円滑な実施を目的として次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、国際委員会に付議する。

(1) 国際会議の実施計画

(2) 国際会議の実施・運営

(3) 国際会議プロシーディングの作成

(4) その他、必要な事項

(運営)

第7条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、国際委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。
2. この規程の改正は、令和元年8月28日から施行する。